

答弁書第三号

内閣参質一七五第三号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員佐藤正久君提出菅内閣総理大臣の靖国神社参拝に係る答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員佐藤正久君提出菅内閣総理大臣の靖国神社参拝に係る答弁に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、菅内閣総理大臣の私人としての行為に関するものであり、政府としては事実関係を把握して
いない。

二について

御指摘の戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議（昭和二十八年八月三日衆議院本会議）は、戦争犯罪による受刑者を赦免するものではなく、政府に対して戦争犯罪による受刑者の全面赦免の実施を促進するための措置を要望したものである。また、御指摘の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）は、連合国の軍事裁判によって処刑された日本人を犯罪者として扱うか否かを決定したものではない。

したがって、お尋ねの菅内閣総理大臣の答弁が「国権の最高機関たる国会の決定と相反するものである」との御指摘は当たらない。

